

平成20年度第4回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会議事録

(通算第7回)

日 時：平成21年1月20日(火)午後1時30分から午後4時40分

場 所：北杜市明野総合支所2階大会議室

出席者： 委員

| | |
|------------------------|-------------|
| 上神取区長 | 所 和 男(代理出席) |
| 下神取区長 | 嶋津 英樹(代理出席) |
| 浅尾新田区長 | 鷲津 義芳 |
| 浅尾区長 | 輿水 幸人 |
| 中込区長 | 清水 章弘 |
| 浅尾原区長 | 雨宮 智博 |
| 東光区長 | 深沢 利雄 |
| 山梨大学名誉教授 | 中村 文雄 |
| 山梨大学工学部教授 | 金子 栄廣 |
| 北杜市副市長 | 曾 雌 源興 |
| 北杜市環境課長 | 比奈田義彦 |
| 北杜市明野総合支所長 | 八代 忠夫 |
| 山梨県森林環境部理事 | 橘田 和正 |
| 山梨県森林環境部環境整備課長 | 橘 田 恭 |
| 山梨県中北林務環境事務所長 | 苗 村 仁(代理出席) |
| 事務局 | |
| 財団法人山梨県環境整備事業団専務理事 | 石合 一仁(委員兼務) |
| 財団法人山梨県環境整備事業団事務局長 | 窪田 敏男(") |
| 財団法人山梨県環境整備事業団明野建設事務所長 | 山本 敏夫(") |
| 財団法人山梨県環境整備事業団総務課長 | 数野 一郎(事務局) |
| 財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長 | 野中 俊宏(") |
| 欠席 | |
| 御領平区長 | 皆川 賢也 |
| 北杜市生活環境部長 | 細川 清美 |

配付資料

次第

席次表

委員名簿

公害防止協定の細目の事項説明資料(資料 No.1)

公害防止協定・細目規程 新旧対照表(資料 No.1-1)

細目規程(案)(資料 No.1-2)

管理運営規程の概要(資料 No.2-1)

管理運営規程の概要(資料 No.2-2)

管理運営規程の概要(資料 No.2-3)

施設配置計画平面図等(資料 No.3)

< 事務局長 >

それでは、ご苦勞様です。今日は先に会議をしてそのあと現地というふうを考えておりましたけれども、まだ日が短いということもありますし、天候の関係もありますので、先に現地を視察して頂いて、そのあと戻って頂いて、会議をすることにしたいと思います。

時間になりましたので、一名予定の方がお見えになっておりませんが、また連絡をさせていただくということで、車に乗って行って頂いて、区長さん方にはワゴン車を用意しておりますし、先生方は別の車がありますので。資料は置いて頂いて、貴重品はお持ちください。

(処分場へ移動)

< 建設事務所長 >

今日のご苦勞様でございます。これから建設事務所の進捗状況をお手元に配布しました資料 3 によって説明させていただきます。

最初の 1 ページ目の平面図ですが、この掲示されている図と同じものです。現在建設工事は本体工事と水処理工事を行っております。

本体工事は処分場の 6 ha を造成しまして、そのなかに 2.5 ha の埋立地を造る工事と、この北側に覆土仮置き場を造る工事です。水処理工事はこのグリーンのところ、地下に 8,000 t のコンクリートの調整槽を設けまして、そのうえに建屋を建設しましてそのなかに管理事務所と水処理施設、プラントを据え付ける工事でございます。

現在の進捗状況は 2 ページ目の左側でございますとおり、本体工事が 92%、水処理施設工事が 85%、全体としましては 90% の進捗でございます。今からの残工事でございますが、本体工事におきましては埋立地はほぼ終了しており、残っておりますのは廃棄物の運搬車が底まで入る搬入路が 2 箇所ありますが、それを造ると完成になります。あと、先ほど皆さんが入ってきました進入道路と管理用道路の排水溝とか舗装が残っております。あと 1 箇所、管理事務所の前に廃棄物を運搬した車の重量を量るトラックスケールをというものを造りますがその工事が残っております。

水処理施設につきましては、管理事務所は内装だけです。プラントにつきましては機械の据え付けが終わっておりまして、配管と電気工事が残っております。

これからの予定でございますが、本体の工事をここから見て頂きまして、建設課長より現在の様子を説明しまして、その後車に乗って頂きまして管理事務所の前に行きまして、管理事務所に入り説明をしたいと思っておりますのでよろしく願います。

< 建設課長 >

まず、現在見えておりませんが地下水の集排水施設は終えております。その上に遮水構造、底盤部につきましてベントナイトの混合土と遮水シート等を含めましたシート構造は終わっています。さらにそのうえにシートの保護土と、浸出水の集排水管を埋めまして、フィルター材が山盛りになっている状態が今の状態です。こちらで細かく説明させていただきます。

この貯留構造物から上流側の埋立地についてはほぼ工事は完成の状態でございます。この底盤部につきまして、茶色に見える土はシートの保護土、1 m です。碎石が葉っぱの茎のようにになっているのが浸出水の集排水施設のフィルター材でございます。法面部につきましては、埋立とともにフィルター材を入れますので、現在は浸出水の集排水管が露出状態になっています。これで工事については完成状態です。

これが底盤部の 4 段それぞれについて全部終わっております。法面部につきましても現在工事が終わっておりまして、この埋立地で残っているのは搬入道路で遮水の構造をやっております

す。

あと、先ほど説明しましたが、この工事全体、集排水施設も終わっておりますので、大きく言いますと搬入道路関係とそれに伴う両側の側溝工事が残っております。これは今のところほぼ2月一杯で完成予定でございます。

あと、水処理施設も建屋はほぼ終えまして、1階の防水工事がまだ若干残っております。なかの機械類、プラント類についてはほぼ入れまして、現在配管配線の工事を行っております。水処理施設につきましても、外構につきましては工事用車輛用に敷き鉄板を敷いて工事をしていきますが、これらが退かされまして最後外構工事で縁石や植栽及び舗装を行い、2月一杯を目途に仕上げている、最後3月15日の完成予定です。

現在につきましても、法面部についてもかなり種子吹きをしてありますが、今は冬で芽が出ていませんが春先には出てくると思います。ここについても種子吹きは終わっております。

概略になりましたが、以上で説明とさせていただきます。水処理施設の説明はなかで行います。こちらに遮水シートの模型とベントナイト混合土がありますので、よろしければ見てください。

< 委員 >

露出している管はあのままなのですか。

あの露出している管はあのままです。フィルター材がのっていない真ん中の箇所につきましては、上から搬入車輛が来たときに道路として使いますので、その時にパイプを取ります。一番下から埋め立てますから順次埋立が進みましたら、それもこちらと同じように繋げてフィルター材を乗せてその上に廃棄物を入れるということになっています。

この現場で質問がありますでしょうか。なければ水処理施設のなかも見学して頂きたいと思しますので移動しますが、よろしいでしょうか。

質問がないようですので、車で移動して頂きたいと思えます。水処理施設の南側の入り口から入って頂きます。

< 建設事務所長 >

それでは、建物について説明をしたいと思えます。(配置図を示し)先ほどいた位置がここになります。今車でこう来まして、ここで車を降りまして、今はここにいます。

この建物の面積は1,500㎡あります。約450坪です。管理事務所のスペース、この黄色の部分です。と、プラントのスペースに分かれております。管理事務所につきましても、後でなかを見て頂きますが、玄関ホールがありまして、正面に監視施設があります。そして、左手に事務所がありまして、その奥に作業員の控え室と更衣室がございます。一番奥に会議室があります。そして書庫、トイレがあります。

プラントの施設は、今私たちがおりますホッパー室がありまして、この横がブローアームになります。そして前が電気室で、ここに機械室がありまして、オゾン発生室、薬品室となっております。

この建物はですね、下が地下調整槽になっております。地下調整槽は8,000tの水が溜まるようになっておりまして、3つに分かれております。1,000t、2,000t、5,000tとありまして、1,000tの調整槽がここになります。2,000tがここからここまです。5,000tがこのところになります。今私たちは1,000tの地下調整槽の上にあります。

水の流れてございますが、処分場に降った雨水の浸出水がこの原水ピットというところに入ります。そして、ここから地下調整槽の空いているスペースの所にポンプで送り込まれまし

て、それからここで前凝集沈殿処理を行います。その横で生物処理を行いまして、その横で後沈殿調整処理を行います。そして、このあたりをグルグル回りながら高度処理を行いまして、ここで消毒をしまして、ここで放流されます。放流された水はグルッと回ってきまして、このあたりに上から来る転流工がありますので、そこから調整槽、ダムへ流します。

水処理についての詳しい内容はこちらにフローがありますので、フローに基づいて局長から説明をお願いします。

<事務局長>

フローというよりも、これは実際の配置とは違うということで、配置につきましては概略の話がありまして、今これから順次見て頂くということになっておりますので、フローの概略をこのフローシートで説明します。

まず、最初に、今説明がありましたように、この地下に流入調整設備というものがございす。ここにまず埋立地からの浸出水が入ってきます。ここで、水量とか水質を調整しまして、次の浸出水処理施設のメインの施設に入っていきます。

施設は大きく2つに分かれておりまして、生物処理施設と高度処理施設というふうな2つの大きな施設からなっております。生物処理施設の方は、その前と後に凝集沈殿処理というものがありまして、2段の凝集沈殿、凝集剤を使いましたフロック、固まりをつくってここにありまするようにSS分とか重金属イオンというようなものを取ったり、あるいは後段の凝集沈殿の方はですね、生物処理した浮遊物質だとかあるいは色だとかCODというような有機成分を取ります。真ん中のところが生物処理設備というものでございまして、これにつきましては皆さん方のところにありますようにミニ下水道、あるいはもっと大きい下水道処理設備がありますが、それと同じように微生物を使って有機性の汚濁物質を分解処理する設備でございす。その後、後段の方に高度処理設備というものがあります。まず濾過設備、これにつきましては通常の濾過ということで大きな固まりをここで取ってしまいます。それからその次に活性炭吸着、キレート吸着という、溶け出している微量の重金属を活性炭に吸着させたり、あるいはキレート樹脂というようなものを使ってですね、そのなかに吸着して除去するようになっております。

その間にですね、これは明野処分場独自のものでございすますが、微量有害物質分解装置というものを整備しております。これは主にダイオキシン類を除去する設備でありまして、明野の場合にはもともと受入の基準がございまして、ダイオキシンを出すような焼却灰につきましては、直接生灰は入れないと、溶融固化したものしか入れないということなので、もともとダイオキシンはかなり低濃度の状態でここには入ってくると思いがすが、微量なものにつきましてはここで除去することになりまして、放流基準が10ピコグラムのを、その100分の1、0.1ピコグラムという非常に微量な濃度まで落とすという装置でございす。オゾンの発生装置と紫外線照射装置ということで、非常に分解力の強い化学反応を使いまして、分解しにくいダイオキシン類あるいはその他の似たような有機系化合物を分解するような装置であります。こういうものが高度処理設備です。

最終的には、ここに水質監視装置というものがございまして、ここで酸、アルカリですね、pHというものを調整して放流することになっております。水質監視装置ということでpHと有機性のものが基準通りに落ちているかということで、紫外線の吸収度合によりCODを測る、有機物を測るような自動の連続装置がついておりまして、それによりまして基準が守られていない場合には自動に停止してその水をまた調整槽に返すということで、万が一の場合は排水をしないという装置になっております。最終的には、先ほど申しましたように放流するわけですが、その水質につきましては、有害項目については水道の水質、水道原水と同じような水質ということで、ほぼ国の基準の10倍厳しいレベルに処理をしまして河川に放流するというこ

になっております。以上が概要でございます。

あと、具体的な装置につきましてはこれから順次見て頂くということで、その時に必要があれば説明をさせて頂くということで、以上で簡単ですが水処理施設の説明を終わらせて頂きます。

《以降、管理棟建屋内のプラント施設等について、順次案内し説明を行った。》

(北杜市明野総合支所へ移動)

<総務課長>

それでは、本日委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。時間になりましたので、ただ今から平成20年度の第4回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会を開催いたします。私は本日の司会を務めます環境整備事業団の総務課長の数野です。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。資料はナンバー1からナンバー2までとなっております。不足がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは次第に従いまして会議を進めさせて頂きます。設置要綱の規程によりまして、本会の委員長が議長を務めることになっておりますので、曾雌委員長さんに議長をお願いいたします。よろしくお願いたします。

<委員長>

それでは議長を務めさせて頂きます。議事が円滑に進められますようご協力をお願いします。

<議長>

それでは、議題(1)の公害防止協定の細目的事項についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局長>

それではお手元に配布しました資料ナンバー1と枝番がついております1-1と2、これに基づきまして説明をさせて頂きます。資料ナンバーの枝番1と2につきましては既に通知と一緒にお手元の方に送付はしてございます。資料ナンバー1-1につきましては、公害防止協定と細目規程の関係を示す対照表となっております。1-2は公害防止協定に基づく細目規程のみの全文ということになっております。

説明は資料ナンバー1の公害防止協定の細目的事項説明資料により説明させて頂きます。逐次、資料ナンバー1-1、2の方を見て頂きながら確認して頂ければと思います。

まず、1ページ目でございますが、細目規定の検討事項対照表というのが下の方にございます。左側が公害防止協定の規定事項、右の方が細目規定が必要な事項ということで分けてあります。細目規定の事項について、黒字の部分ですが、廃棄物の受入基準、受入廃棄物の搬入管理、環境モニタリングの細目規定につきましては、これまで案をお示ししまして意見を頂きました。今日は青字の部分の、残された諸規定ということでございまして、廃棄物の埋立管理、災害時の安全対策、立入調査の対応、苦情処理の対応、情報公開の方法、その他項目ということで、細目規定として規定すべき事項について一つ一つやりたいと思います。

2ページをご覧ください。まず廃棄物の埋立管理の規定でございます。上段枠は埋立後の覆土の方法について規定をしております。まず全文を読ませて頂きます。事業団は、廃棄物の飛

散を防止するため、一日の埋立作業を終了した後、覆土を行うものとする。事業団は、埋立処分を行った廃棄物の各層の厚さを3 m以下とし、中間覆土を0.5 m以上行い、最終覆土を1 m以上行うものとする、という規定でございます。これは廃棄物の飛散を防止したり、あるいは悪臭を防止したり、そういうような防止のために埋立後は覆土をします。その方法について規定したものでございまして、即日覆土と中間覆土、最終覆土という3つの方法をこのなかに盛り込んでございます。下の方に絵がございまして、即日覆土というのは、毎日の埋立終了時に覆土をするということでございまして、10 cmから20 cm程度の覆土をして、その日に埋め立てた物は廃棄物の飛散、悪臭の防止のために即日覆土をするということでございます。それから中間覆土、これは即日覆土をしたものを順に埋め立て層の厚さが3 m位になりましたらばその都度50 cmの覆土をするということでございまして、これが中間覆土というものになっております。それから中間覆土を繰り返しまして、最終的に埋立が終了したという場合には最終覆土ということでございまして、埋立終了の最上層部に1 mの覆土を設置します。こういうような規定でございます。こういうことで、毎日の埋立中の飛散防止、一定の3 mの厚さになった毎日の覆土による飛散防止、そして最終的な最終覆土ということで3段階の覆土をするということになっております。

それから下の廃棄物の埋立管理の規定その2ということで、浸出水処理施設の運転期間について規定をしております。事業団は廃棄物処理法の規定による廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、浸出水処理施設の運転を行うものとし、当該施設の運転を停止する時期については、市と協議のうえ定めるものとする、という規定です。左下の方に細かい字でございまして、埋立の開始から終了までの流れが書いてあります。明野処分場の場合には来年度埋立を開始しまして、供用期間が5.5年ということになっておりますので、その期間埋立をすれば埋立は終了ということになります。その時点で、先ほどの最終覆土ということで1 m以上の覆土をします。そこで埋立処分の終了となります。それ以降につきましては、埋立処分場の管理ということで、水処理施設の維持管理を含めまして管理をしていくわけございまして、右の方にございまして、処分場の廃止基準を満たすまでは処分場の管理をしていくということになります。そこに5項目ほど書いてございまして、処分場の廃止基準としましては、浸出水の原水が2年間以上排水基準に適合というのが大きな第1番の基準になってございまして、要は水処理施設が不要になるまで処分場の管理をするということになります。2点目が、地下水が水質基準に適合ということで、当然のことながら地下水の汚染がないことを確認することです。3番目が、ガスの発生量の増加が2年間以上認められないことということで、埋立処分場からのガスの発生がほとんどない状態、これが確認できること、それから、埋立地の内部温度が異常な高温でないこと、それから、現に生活環境保全上の支障が生じていないこと、こういうことが満たされた時点で処分場を廃止できるということになってございまして、この基準が満たされれば許可権者の県の方に廃止の確認の申請をしまして、処分場の廃止ということになるんですが、この規定におきましてはその確認を受けた場合であっても、その浸出水処理施設の運転の停止の時期につきましては市と協議のうえ決定をするというふうにしてございまして、市と協議のうえ決定するということは、当然この安全管理委員会に報告して確認をして頂いたうえで停止をするということでございます。

次に3ページの上でございまして、災害時の安全対策の規定ということでございます。これは、公害防止協定、資料1-1の4ページのところを見て頂きたいのですが、左側が公害防止協定となっております。下の方に緊急時の措置ということで、左側に事故が生じた場合について右側に天災等の安全対策ということで書かれております。公害防止協定のなかで、処分場に事故が生じた場合の措置については規定はされてはおりますが、天災等が起きた場合の安全対策については規定がないということで、細目規程で定めるところでございます。条文とし

しては、事業団は、天災等により、地域住民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとし、県及び市により必要な措置が適確に講じられたと認められるまでの間、廃棄物の受け入れを行わないものとする、ということになっておりまして、要は天災ということですから、代表でいえば地震みたいなものですが、天災が生じて地域住民に重大な被害を及ぼすおそれがあるというような場合には、当然のことながら廃棄物の搬入を中止し、埋立処分の中止をして、安全が確認するまでは埋立処分を行わないというようなことになっております。処分場の業務を再開する場合には、県及び市に必要な措置が講じられたかどうかを確認して頂いたうえで再開する、そういうふうな規定になっております。

次にその下、立入調査、苦情処理の対応の規定についてでございます。これについても、先ほどの資料ナンバー1-1の5ページの上の方に、左側ですが公害防止協定のなかに第8条、立入調査等、それから第10条、苦情処理という規定がございます。それを受けまして細目規定に入れたものでございまして、まず立入調査の関係でございますが、協定書第8条に規定する立入調査において、市の職員等から請求があったときは、廃棄物その他の試料の採取を認め、及び必要に応じて施設の維持管理に関する資料の閲覧を行わせ又はその写しを提供するものとする、というような規定になっております。右下の方に立入調査の関係のフローが書いてございますが、立入調査というのは公害防止協定の規定のなかで市の職員、あるいは市の指定する地域住民等が処分場への立入調査を行うことができるということになっておりまして、その場合に必要に応じて事業団に資料の請求ができるというようなことで、事業団としましては廃棄物等の試料採取を認めたり、維持管理に関する資料の閲覧、写しの提供を行うという規定でございます。それからもう一つは苦情処理等の規定ということでございまして、公害防止協定のなかでは誠意を持って対応するというようになっておりますが、苦情があった場合には管理事務所で一元的に苦情を受けまして、必要に応じて関係機関と連絡調整をはかりながら迅速かつ適切に対応するものという規定になっております。

続きまして4ページになりますが、情報公開の方法の規定ということですが、これにつきましては先ほどの資料ナンバー1-1の対照表の左側、公害防止協定第11条ということで、事業団は処分場が廃止されるまでの間、各種測定結果及び受け入れ廃棄物の状況の記録を住民に公表するものとする、というふうにしておりますが、その情報公開の公表の仕方について細目規定として規定するものであります。協定書第11条に規定する各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録の公表は、管理事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする、ということございまして、環境モニタリング等の調査により出てきました各種の測定結果、あるいは受け入れ廃棄物の状況ということで種類とか量、そういった記録につきまして、当然のことながら管理事務所での記録の閲覧ができるということで、インターネットを利用してホームページ上で公開するというので、情報公開の公表の方法について規定をしたということです。

次にその他の項目ということでございまして、これまで項目としては項目出しをしてきませんでした。必要な項目ということでその他の項目ということで2つ規定をしております。一つは緊急時の廃棄物受入の規定ということでございます。これにつきましては、先ほどの資料ナンバー1-1の2ページから3ページをご覧いただきたいのですが、右側が細目規程になってますが、規定としてこれまで2ページの上段にあります受入廃棄物の事前審査等、第3条から始まりまして、3ページの中段の廃棄物の搬入管理、第6条の部分につきましては、これまで受入廃棄物の搬入管理という規定のなかで内容につきまして議論を頂いてきました。事業団では、事前契約制ということで事前審査をしたり、あるいは営業時間に制限を設けたり、搬入車輛に規制を設けたり、それから廃棄物の搬入管理として色々なチェックをするということで規定を

してきましたが、これについてはその例外規定ということで規定を定めるということでありませう。条文としましては、事業団は、第 条から 条までということで、具体的には細目規程案の第 3 条から第 6 条までの部分になりますが、協定に定めてあります規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、市と協議のうえ、受け入れることができるものとするというものです。下にありますように、災害廃棄物というような緊急時に廃棄物が発生するような事態、そういう時の受入について例外規定を定めるものということでございまして、市と協議のうえ受け入れることができるというような規定を設けます。具体的な適用除外の対象とする規定につきましては、先ほどお示ししました規程案の第 3 条から第 6 条の部分ということで、項目的にはそこにありますように廃棄物の受入基準、受入廃棄物の事前審査、営業日及び受付時間等、搬入車輛規制、廃棄物の搬入管理について、市と協議のうえ、全部あるいは一部について規定を緩和するというふうなものであります。

もう一つ、5 ページでございますが、その他の項目として処分場の管理体制の規定というものであります。これは後ほど処分場の管理運営規定のなかでも説明がございまして、管理体制の基本的な内容ということで、細目規定で定めるものでありまして、事業団は処分場内に管理事務所を設け、廃棄物処理法第 2 1 条に定める技術管理者を置くとともに、受入検査を行う職員を常駐させるものとする、ということございまして、廃棄物処理法により技術管理者を置かなければならないということで、その定めに従いまして有資格者を配置するというございまして。技術管理者の職責としましてはそこにありますように、法定の有資格者のなかから専任をするということございまして、業務の概要としては処分場の維持管理に関する技術上の業務の統括責任者ということになりまして、具体的な維持管理に従事する職員の監督をする立場になるということございまして。その下のほうに処分場の管理体制について提示をしておりますが、少なくとも施設管理者にあたる者が、技術管理者としての仕事をするということになります。受入の検査を行う職員の常駐ということで、処分場長のもとに施設管理者、その下に搬入管理、埋立管理、施設管理の各責任者をおいて処分場を管理していくと、そういうふうな管理体制について規定しております。以上が公害防止協定に基づく細目的事項ということで、細目規定ということで定めなければならない残りの項目についての規程案でございまして、最終的には資料ナンバー 1 - 2 の明野廃棄物最終処分場（仮称）に係る公害防止細目規程（案）というものでございまして、これが細目規程の全文の案ということになります。以上が公害防止協定の細目的事項についての説明になります。

< 議長 >

ありがとうございました。それではご質問等ありましたらお願いします。

< 委員 >

あの、緊急時というのは、普段入れているもの以外のものでも入れるということでしょうか。

< 事務局長 >

これはですね、廃棄物の受入基準というものがございまして。例えば廃プラスチックは 15 cm 以下に破碎することという規定がありますが、明野処分場独自で定めている受入基準というものがあります。受入基準には法律で埋立処分の基準として定めている部分と、明野処分場独自で定めているものがありますので、法律で定めている部分は緩和するわけにはいきませんが、明野処分場として定めている部分につきましては緊急時ということですから、受入状況にあわせるような作業ができない、そういうような時間の問題もありますし、物の問題もありますし、そういうような場合には緊急時ということをやむを得ないということのなかで、市の

了解というものは、安全管理委員会、地元の了解ということになりますが、了解が得られれば受け入れることができるという念のための規定ということでございます。当然のことながら天災等その他は起きないことが望ましいわけでして、ただそういう事態が生じた場合には処分場がございますから、そういう緊急避難的な措置として入れることができるということでご理解を頂ければと思います。通常は全然こういうことはしないということでございます。やむを得ないということで、天災のような災害時以外の想定外の場合は安全管理委員会にお諮りいたしまして、受け入れられるものは受け入れたいと思います。

<議長>

それ以外にありますでしょうか。

<委員>

先ほどの件と同じ所ですが、災害時ということですが、災害時に想定されるものがどういったものかをあらかじめ想定していないと、その時になって良いのか悪いのかを市なり地域で話し合うのは非常に難しいと思います。ですから、どういったことが想定されるのかされないのか、あらかじめ出せるものは出して頂きたいと思います。

<事務局長>

ここで例示としまして、災害時のものとしてありますが、やむを得ない事情によりとなっております。そういう事態が生じた場合にその都度判断するというようになっておりますが、災害廃棄物につきましては事業団がというよりも、地震等の災害があった場合に、災害廃棄物が出るということは、例えば神戸や新潟の地震でも例がありますので、そういうことに対応する体制につきましてはそれぞれの市町村なりあるいは県なりで防災体制のなかで災害廃棄物についてこのような処理体制を敷かなければならないというものは順次策定されているようでございますので、そういうものを受けて、処分するところがないという万が一の場合に明野処分場で受け入れることができるということを規定するものでありまして、必ず受けるとかそういうことがあるからということを事前に想定しているものではありませんので、特にこの時点で災害廃棄物が発生した場合にどういうものが出てくるのか事業団としては細かい検討はしてはおりません。多分一般的な話としては、神戸ではこういうもの、新潟ではこういうものが出てきたということで、市町村で災害が発生したらそういう廃棄物はどうしなければならないということは、むしろ市町村なり自治体です。整理されているものを受けて、そういう要請があった場合に処分場事業者として受け入れを検討するというところで考えております。

<委員>

そうしますと細目規程の内容が市側に振られたというイメージなのですが、市側としてはある程度の大規模災害時の対応、対処というところをどのようにお考えなのでしょうか。

<事務局長>

今いったことは北杜市がということではなくて、それぞれの自治体です。災害が起きたときの緊急時の対策のなかで、廃棄物のことよりも人的被害の方が先に考えられますが、避難の方法など防災対策があるかと思いますが、その項目の一つとしてですね。

<委員>

それは十分理解できるんですが、実際にそういう場にたったときに、事前に検討すべきとこ

ろが検討されていないと、地元に対して災害時だからこれは良いかと提示されても、その場では協議するのが難しいのではないのかと。ですから大規模災害が過去の事例ということでありますので、そういう際にこういったものが出たのかということですが。

<事務局長>

過去の災害廃棄物の事例がありますから、こういったものが出てきたのかを研究したうえで事前に検討しておくべきではないかということですか。

<委員>

ちょっとよろしいでしょうか。こういうことだと思うんですが、明野の処分場の受入品目は許可条件になっておりますから、その限定をさせていますと。産業廃棄物が12種類と一般廃棄物が1種類となっておりますから、その品目は災害が起ころうと変わらないと思うんですよ。で、受入基準というものを別に細目のなかで決めてますから、それが例えば廃プラスチック類であれば最大の径が15cm以下のものを受け入れなければならないとか、あるいはガレキ類であれば最大径が概ね30cm以下とかということが決めてあります。ただ、災害の時は、15cm、30cmということが厳密にしている平時ではなく、有事ですから、そういうことの撤廃をして受入基準が決まっている大きさ等を緊急時にははみ出るような格好で受け入れを行うということだと思っておりますが、よろしいですね。

<事務局長>

そういうことですね。

<委員>

そういうふうに説明しないとわからないですよ、イメージが。こういう品目が決まっているけれども、災害時にはこういうことが起こると。それについてはこうやって受け入れるんですよ、そういうことを念頭において緊急時の受け入れを想定しております、そういうことを説明しないとよくわからないということです。だから、そういうことであれば、もう一度説明して頂きたいと思います。

<事務局長>

今委員が仰ったことを想定しておりまして、通常は受入廃棄物の種類につきましては公害防止協定のなかでお約束しておりますので、それに基づいて廃棄物処理法の許可を受けるところです。それ以外の受入の基準、搬入車輛の規制については、全部がそうではありませんが、自主規制という明野処分場の自主的な規制ということで決めているところがありまして、法律に抵触しない部分について緊急時には自主基準を緩和し受け入れることができるようにするということです。

<委員>

この資料の、一番の4ページの下にある、市と協議のうえ受け入れ可という適用除外の対象とする規定という話で から まであって、私が今たまたま説明したのは受入基準の話なんですけれども、例えば営業日とかは土曜、日曜、祝日は休むという規定になっているけれども、緊急時には適用除外にしていけないと現実問題として対処できない、こういうことでよろしいですよ。

<委員>

この文面を見ますとね、非常に乱雑な文面なんですよ。災害が発生したらなんでも構わないよととられがちな文面ですから、先ほどの委員の発言のように、受入日については土曜、日曜、祭日も営業する、廃棄物の大きさについて受入基準には倍のものがでてくるとか、そういうものについて市及び県、行政側と、策定してある災害時発生時の廃棄物の、策定した基準に基づいたものを暫定的に受け入れるものにするという形にしていけないと、これでは災害で発生したものであれば、なんでも構わないというふうにとらえられてしまうと思います。ですから、受け入れの日にちですとか、品目についての大きさ、品目のなかでも法に抵触してないものをどうするのかということは、行政側の策定してある災害発生時の廃棄物、この基準に基づいたものを特例的に受け入れをするという形に持って行かないと、この文だけでは何でも良いよという形になってしまうのではないかと思いますので、そういう点で各市町村ならびに県でつくってある資料を参考例にして文面をつくり直さないといけないと思います。

<事務局長>

下の例としてですね、私の方で災害廃棄物等の受入について例外規定を定めるものということで、災害廃棄物がクローズアップされておりますけれども、元々の文面はやむを得ない事由により埋立処分をしなければならないときは市と協議のうえ受け入れることができるということで、その場合に具体的な廃棄物の受入基準が第3条にあります。第3条の受入廃棄物の事前審査から、営業日の受付期間、廃棄物の搬入管理、搬入車輛規制と、第6条まで項目がありまして、こういう搬入管理の方法の全部を緩和するというのではなくて、その状況に応じて一部を緩和する、市と協議のうえ、安全管理委員会の同意のうえ、一部を緩和して受け入れができるものとするということをございまして、緊急時に災害くずが発生したときに全部除外する、適用しないということをしていっているわけではないことをご理解頂きたいと思いますが、いずれにせよ法律以外の自主基準で定めているもので、例えば災害廃棄物ということで受け入れた場合に、どうしても適用除外しなければならない、営業日とか受付時間についても、緊急時には緩和する、受入廃棄物の審査等についても、どういう種類かということはおらかじめ調査することになっておりますけれども、災害廃棄物という大きな区分のなかではどういうものかは事前に把握することは必要であります。細かい部分での規制の適用は難しいのではないかとということで除外する、あるいは搬入車輛の規制についても、一定のルートを通ることができない場合など緩和する、そういう意味合いでありまして、ここでは天災その他やむを得ないということで、わかりやすい例として災害廃棄物ということで、下の方で例示しているものであります。

<委員>

事業団の人たちね、そういう考え方をしていたら、実際に地震があったり、現実に私能登も見えてきますけれども、現実に災害が発生したら絶対に受け入れの日は決まらないですよ。謳うんならきちんと謳わなければ駄目ですよ。市でも県でも災害時に発生するものはどういうものかつくっているんですから。これだけ災害が発生しているんですから。現実に外を見てきて、そんな甘い考え方をしていたら、こんな文でいったら1年協議しようが2年協議しようが絶対に受け入れはできないですよ。細目をつくるんだったらきちんとつくるべきですよ。ここまでは良い、ここまでは悪いというのをあらかじめつくっておいて、それでも鳥インフルエンザが発生して、それを焼却した灰をどうするのかということもでてくるんですよ、明野だけではないんですよ。次に予定している処分場にも影響してきますよ。

<事務局長>

あくまでも受け入れる廃棄物の種類については決まっていますから、それ以外のものを受け入れることはできません。

<委員>

種類は決まっているんだけど、明野のなかで決まっている種類のなかでもなおかつ緩和したものを、災害時に発生したものを、北杜市で発生した災害廃棄物をどこで受け入れてくれるんですか、他地域で受け入れてくれるんですか。明野にあるんだから明野で処理しろといわれますよ。

<事務局長>

それについては、公害防止協定の細目規程で範囲を超えるもの、種類がはみ出るのはその枠外になりますので、その範囲内のものでしたら受け入れられますけれども、それ以外のものは廃棄物処理法の限定がありますので、災害時の時にも明野処分場だけで規定を除外して受け入れできるというものではありませんので。先ほどもいいましたとおり、受入廃棄物の種類については定めてありますので、それ以外の部分ということでここにあります受入基準以下の部分についてやむを得ないときは緩和または例外として扱うという内容です。

<委員>

それを条文につくらなければ駄目ですよ。

<事務局長>

条文にはなっているんですけども。

<委員>

条文そのものについて否定的なことを申し上げているわけではなくてですね、実際に事業団としてそれが受け入れが可能なのか、どこまでが受け入れができるのかできないのか、例えば営業日や受付時間は職員の方が出てくれば対応はできることだと思いますし、夜だったら照明があるのかなのか、あるんだったら夜の受け入れができるのか、そういう細かい実施手順書的なものを定めるなかで、こういったところまで可能ですよというものが明示されて、それが今の規定と外れる部分になるけれどもどうですかという形の話でないと、果たしてそれが良いものなのかどうなのかというのが我々にとって判断できない、しにくいということを申し上げているんですよ。緊急時にはやむを得ないと思います。ただし、その場合においても実際の細かい現実可能な実施手順として細かい部分を示して頂きたいという、そういうお願いです。

<事務局長>

緊急時の場合でも、例えば地震が起きた場合、どこの地域で起きたかにより処分場自体への影響が問題になりますが、処分場が影響を受けないということであれば、受け入れるということにもなります。いずれにせよそういうことがあった場合には受け入れることができるという規定になっておりますので、そういう事態が生じた場合にどういった廃棄物が出て、どういうものを受け入れるかについて、常に先進の事例がありますから、そういうものを提示させて頂きまして、そういう事態が起きる前に市と十分に協議できるような体制をとっておきたいということで進めたいと思います。事態が起きる前に十分に検討して、体制をとれるようにというご意見だと思いますので。

<委員>

ここに書いてある4ページの適用除外の対象とする規定の、の営業日とかの搬入車輛、の搬入管理というのは、緊急事態であればそれほど問題にならないと思います。問題はとになりますが、は事前審査をしますとっていながら、事前審査しないで直接持ってくる、ノーチェックで入ってしまう可能性があるのかということですが、ノーチェックで入ってしまうと、何が来たかわからないですよ。そうするとの受入基準にあっているかどうかかわからないものが運び込まれる可能性があるということですよ。そのへんを、事前にはできないけれども、こちらのほうでチェックして入れますよと、これが本来の公害防止協定で決められたようにしますよということが保証できるかということですが、

<委員> (事務局)

仮に持ってきても、埋めるときに確認します。普段でも確認し、受け入れできないものは持って帰らせますから。災害時はどうなるかということで、色々想定して、研究して、よその県に聞いてきて皆さんに示して、いざというときにすぐに対応できるようなことを考えておきたいと思います。

<委員>

例えば、市に協議するという話だから、市としては全てチェックできるかということを確認しなければならないということですよ。大量に搬入されると思うから、それなりの例外規定をつくっておかなければならないとは思いますが、そうはいつでも無暗に何でも入れられてしまっても困りますから。

<委員> (事務局)

受け入れるものは決まっていますから、明野はこれしか入れないとなっていますから。

<委員>

ええ、ただどさくさにまぎれて入れられてしまっただけでは困る、心配はそこですよ。その辺のチェック体制を敷いて貰って、通常の職員を増員してチェックして入れますよということで、市と協議してもらおうということですよ。

<委員> (事務局)

他県に調査してみて、皆さんにお示しできるようにしたいと思います。

<委員>

今話を頂いたとおり、この部分について早急に、なぜ早急かといいますと今このなかにいる区の役員は今年度で交代します。それまでに定例総会の時に各区で説明会に報告できるような資料を提出して下さい。時期的に3月までに可能ですか。

<事務局長>

年度内ということですね。

<委員>

資料を提出して頂きたいんですよ。緊急時のこの件について、こういうことを検討していま

す、新年度の委員会で協議して貰いますというものを出して貰えれば引き継ぎに対応できますので。

< 事務局長 >

例えば新潟で地震が起きておりまして、その関係の災害廃棄物を受け入れるということも現に公共関与の処分場でやっているところもありますから、そういうところに照会をしてみたいと思います。

< 委員 >

地震だけではなくて、水害もありますからね。災害は色々ありますから、色々モニタリングして下さい。

< 議長 >

よろしいでしょうか。それでは次に議題の(2)に移ります。処分場の管理運営規程について事務局から説明をお願いします。

< 業務管理係長 >

それではこちらの画面をご覧ください。

私の方からは、明野処分場、実際は先だって施設の名前も決めまして、山梨県環境整備センターとなりましたので、私の説明のなかでもごちゃごちゃするかも知れませんが、環境整備センターの管理運営規程の概要について事前に製本したものをお配りしているかと思いますが、ここでその全てを説明するのはきついものがありますので、お手持ちの簡単なパワーポイントの資料と、画面を使って説明させていただきます。

この管理運営規程とは、山梨県環境整備センターを適正に機能させるために必要な業務の運用及び作業内容とその取り扱いについて定めたものです。その内容は7つの個別の規程を総体的にとりまとめたもので、個々の規程が横の繋がりを持っている形になります。

この管理運営規程の実践手法、手段としましては、このさらに下のほうとして運営マニュアルというものがあります。こちらについては他県の事例を参考にしましてコンサルタント会社に委託して作成中の所です。3月までに完成させる予定です。また、利用者向けの運用マニュアルとして『搬入の手引き』というものをつくっております。こちらも作成中で、1月中に完成ということで、ほぼ8割から9割はできあがっていますので、次回の安全管理委員会では皆さんにお配りできる形になるかと思っております。最終的に、申込書の様式といった所要の部分をつくっているところです。

処分場の運営には、利用者との契約からスタートしまして、埋立、水処理、モニタリングなどの業務が関連しております。こうした業務を私の方で12項目に区分しました。これらの業務のうち10項目を7つの管理規程において規定しました。このうち抜け落ちが2項目ありますが、水処理施設の運転管理については現在プラント業者が運転マニュアルをつくっております。実際には専門の業者に業務委託するなかでマニュアルとして使っていきたいと思っております。また、料金の徴収に係る規程につきましては事業団のその他の諸規定の改正を3月に予定しておりますのでそのなかで整備していく予定です。

今回管理運営規程のなかで整備した規程について概略を説明します。上からいきますが、搬入管理規程とは廃棄物の事前審査及び契約から実際の受け入れと検査までの手順と責任を規定したものです。埋立管理規程とは廃棄物の埋立、転圧、覆土、重機作業などについて規定しております。施設管理規程は、環境整備センター内の様々な施設に対する維持管理計画と点検に

関して規定しております。安全管理規程とは処分場内の各種作業における安全、防火対策、異常事態時の対応、周辺環境への影響への配慮などを規定しております。モニタリング規程は処分場に起因する公害発生を監視するため、水や空気などの環境調査の実施について規定しております。最後の情報管理規程とは、事業団が業務を行ううえで収集する各種情報の適正管理と保管について規定しております。

管理運営規程の総則の部分では、処分場運営の基礎的な事項を定めております。処分場の就業日時は土日、祝日、年末年始を除く平日で、午前8時30分から午後5時30分です。このうち廃棄物の受付に関しては、土日、祝日、年末年始を除く平日は同じですが、午前の部が9時から11時30分まで、午後が1時から4時までとなっております。

こちらが処分場を運営するための組織構成です。環境整備センターではセンター長を筆頭に施設管理者、その下に3名の責任者を含めた6人のスタッフでの業務を想定しております。また、オレンジの方になりますが、3名が契約や受付業務について携わります。埋立作業や場内の交通整理に係る作業、水処理施設の運転についてはそれぞれ専門業者への委託を想定しております。

ここから7つの搬入管理規程で決めているものを概略として説明させていただきます。規定しているものは、まず搬入管理規程ですが、契約や事前準備に係るもの、例えば廃棄物の事前審査、排出事業者との契約、また、運転者講習会、実際の廃棄物の予約の受付やそれに伴う我々の計画書の作成などを規定しております。また、実際の廃棄物の受入にあたっては、受付から計量、検査そして埋立後の退出誘導、それらの記録の作成保管、万が一の場合の停止中断、そしてその解除について規定しております。埋立管理規程については大きく埋立準備に係る事項、そして廃棄物の埋立作業に係る事項について規程しております。

施設管理規程では主に維持管理計画の策定、異常時の対応や連絡体系、地震時の対応について規程しております。安全管理規程については、まず管理運営にあたって安全管理に係る事項、周辺の環境保全にあたっての安全管理に係る事項、そして防火対策、異常時の対応、職員や廃棄物の運搬をする運転者などの教育訓練などについて規定しております。

次にモニタリング規程では、モニタリングの基準の設定、そして実際に水を測ったりするときの計画の作成、記録の保管、結果の異常時の対応について規定しております。

埋立終了後管理規程では、廃止に向けた管理情報の整備と、埋め立て後に施設が廃止になった後もそこに廃棄物が埋まっていることは残りますので、埋立跡地であるということの、その土地に係る記録の保管について規定しております。

情報管理規程では、個人情報の利用制限、保守、そして我々が埋立の記録ですとか、搬入の記録ですとか、そういった記録の適正な保管と廃棄の手順について規定しております。

ここでは、廃棄物の契約から埋立までの流れを説明します。環境整備センターに廃棄物を受け入れるまでには、大きく3つのステップがございます。まず利用者管理、これは事前の準備となります。受け入れを希望する廃棄物の事前審査から契約、実際に搬入する車輛、搬入業者さんの登録、搬入車輛を運転する運転手さんへの講習会を実施し、搬入ルートや場内でのルールの周知を図っていきます。

次に廃棄物の搬入予約を受け付けて搬入計画をつくる搬入準備です。環境整備センターにおける廃棄物の受付は全て事前予約制とさせていただきます。排出事業者からの予約を受け付け、事業団では搬入計画をつくり、その日その日の搬入を管理することとなります。また事業者の方には予約承諾書というものを通知いたします。実際の受け入れでは計量棟での受付から始まり

ます。受付では予約承諾書や廃棄物を運搬するときに必要なマニフェストといわれる伝票、そして運んできた運転者さんが事前に講習会を受講した修了証などを確認したうえで、計量棟の横に

監視台というものがございまして、高い位置から廃棄物が積んである荷台を見て、簡単な目視検査を行います。その場で計量しまして、計量を終えた車輜は埋立地に移動しまして、そこから全量展開検査というものをを行います。全量展開検査とは指定の場所に荷降ろしを行いまして廃棄物のチェックをするものです。その場で必要に応じて廃棄物の性状を分析するための抜き取り検査を実施していきます。

荷降ろしと検査を終えた車輜については計量棟に戻り空の状態再度重さを量って頂き、今回持ってきた廃棄物の重さを確定いたします。その後計量伝票へ受け付け時に受け取ったマニフェストに、受付を終了したことを証明する判子を押して返しまして、最後には洗車場というものがおりますので、そこでタイヤなどを洗って頂いて退場して頂くこととなります。

一方、図の下段なのですが、埋立地では事前に搬入作業計画書というものを作成しまして、その日の埋め立てる場所などを決めておきます。廃棄物の搬入が全て終わりましたら転圧や敷きならしを行いまして、一日の作業終了後の覆土を実施して終わりということになります。

次に廃棄物の搬入から埋立までの甲府事務所の役割を説明します。甲府事務所では、排出事業者との契約業務と搬入業者の登録業務を行うため、顧客情報と搬入業者情報というものを持っております。排出事業者から予約申込書がファクシミリで、上の黄色の部分ですが、送られてきますので、それを顧客情報と照合しデータを統合させ、いつ、誰が、どのような廃棄物を、どれだけ運んでくるのか、誰が運んでくるのかというデータをつくります。このデータを年間カレンダーのなかに位置づけたものが搬入管理シートというものになります。この搬入管理シートから特定の日、具体的には翌日ですね、翌日分の搬入データというものを抽出して送る、それが搬入計画書ということになります。

山梨県環境整備センターでは、甲府事務所から送られてきた搬入計画書に基づき、受け入れから埋立までの作業を行うこととなります。そして作業終了後、当日の実際の実入量や各種の検査の結果などを甲府事務所にフィードバックしてデータを保管することとなります。これは先ほど説明した搬入から埋立業務についての流れを、それぞれの所属と責任者を明示したフローとしております。甲府事務所の受入管理責任者によって搬入の予約の調整から搬入計画書の作成と送信までが行われます。

ここには書いておりませんが、『搬入の手引き』で私どもが検討しているのは、廃棄物の受付については7営業日前、例えば前日に申し込まれて明日持ってきたいという場合は、できないということで、7営業日というものを現在考えております。

甲府事務所で作成した搬入計画書を受領した処分場の施設管理者は、計量棟で受付から計量、荷台の荷物のチェックを行う搬入管理責任者、そして埋立作業を埋立地で実際に統括する埋立管理責任者に計画書を伝達します。搬入管理責任者は搬入計画書に基づき車輜の受け入れから目視検査、計量などの指示を行います。そして検査に合格した車輜は埋立地に移動するわけですが、ここで計量棟から埋立地に情報伝達を行います。右側の上の方から見ていって下さい。目視検査や計量が終わった車輜は埋立地に移動するわけですが、埋立地にいる埋立管理責任者はあらかじめ作成した作業計画に基づき、その日埋め立てる場所、展開検査を行う場所、その日に使用する覆土の手配などを行います。搬入車輜が来ましたら、全ての廃棄物の展開検査を行います。原則としてイレギュラーな廃棄物については持ち帰って頂くこととなります。埋立地での検査が終わった車輜は計量棟に戻って再計量して帰ります。先ほども申しましたが、マニフェスト伝票や重さを量った伝票などを返してもらって、洗車場でタイヤを洗って帰って貰うこととなります。

搬入車輜が帰ったあと、埋立地では敷きならしと転圧を行います。また、一日の受け入れ終了後即日覆土を行い、それらの記録を作業日報として記録します。処分場の施設管理者は搬入管理責任者、埋立管理責任者などから提出される搬入計画書、埋立管理責任者から提出される

作業日報、そしてその日集まった計量伝票の写し、マニフェスト伝票の写しなどを全て確認し、トータル的に搬入記録として整理します。甲府事務所はこの搬入記録を搬入管理シートに登録してデータを保持していきます。

ここでは異常時における管理規程の連携を説明します。処分場の異常時または緊急時の対応は安全管理規程のなかで一元的に規定しております。安全管理規程ではこの他異常時における責任の所在、防火体制、緊急連絡体制の整備を規定しております。一方モニタリング規程では周辺環境への公害の未然防止の観点から、異常時の判断基準を設けております。

さて、安全管理規程のなかでの判断に基づき、搬入管理規程、左側の矢印ですが、搬入の停止と中断、左が埋立管理規程でも埋立作業の停止中断が行われます。また、施設管理規程では必要に応じて施設の点検が指示されます。こうした異常事態における業務の停止中断をしたときの解除については安全管理規程で条件が規定されております。

具体的な業務の停止中断の条件をこちらで説明します。気象条件による停止中断の事由としては、震度4以上の地震、台風の接近、強風の発生、大雨、雷、大雪があります。このうち地震については震度4という数値を明示しておりますが、それ以外については現段階では、管理規程のなかではセンター長の判断としております。これはまだ実際の埋立作業が始まらないとどのくらいの大雨で、作業がどのくらい困難になるのかが目安としてわからない部分がありますので、今後マニュアルのなかに日々の実績を反映させていきたいと考えております。

施設の維持管理上の理由としましては、機器類の故障、周辺環境への公害発生の懸念があります。周辺環境への公害発生の懸念についてはモニタリング規程のなかで基準を設定することとしており、具体的な基準値と対応としては公害防止協定に基づいて設置されたこの安全管理委員会で数値的なご議論を過去頂いております。異常発生時においては、原則として施設管理者が施設の点検を指示し、その健全性を確認することと規定しております。異常時のうち、周辺環境への影響の懸念の部分につきましては公害防止協定により設置されているこの安全管理委員会との連携が必要とされます。

管理運営規程と安全管理委員会では次のような連携を図っております。まず周辺環境への影響の懸念のため業務の中止や中断をしている時、それを解除するにあたっては安全管理委員会と協議をしなければなりません。また、環境モニタリングの調査結果については定期的に安全管理委員会に報告し、その内容について検証を受けなければなりません。また、モニタリングの結果に異常があったとき安全管理委員会に報告しなければなりません。ということを安全管理規程のなかで決めております。

こちらの表は以前にもお出ししましたが、環境モニタリングの結果に異常が出たときに行う措置について以前、9月の安全管理委員会で提案をさせて頂いたものです。レベル1が最も深刻なケースで直ちに周辺環境に影響が出るおそれがあるため、搬入の停止、処理水の放流停止、行政庁や地域への通報などの措置を講ずることとしております。

最後に運営データの保守と管理について説明します。処分場の運営上いくつかの個人情報及び企業情報を取得することになりますが、これらは事業団が別に規定しております個人情報の保護に関する要綱や情報公開に関する規程に基づき適正に保守いたします。一方運営のなかで蓄積されるデータがいくつかあるわけですが、これらは適正に管理し処分場が廃止されるまではきちんと保管していきたいと考えております。

こうしたデータには受け入れに関する搬入記録、埋立に関する埋立記録、施設の維持管理や点検に関する維持管理記録、そして環境モニタリングの記録や安全管理委員会の議事録などのモニタリング記録などがございます。こうしたデータは適正に保存し、将来的に施設が廃止になったあと保管管理者を任命してデータを引き継いで参りたいと考えております。以上で管理運営規程の説明を終わります。

<議長>

ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、管理運営規程につきましてご意見ご質問がありましたらお願いします。

<委員>

説明のなかで別途事業団が定める規程という説明がありましたが、それは公開されているものですか。情報規程に関してですが。

<業務管理係長>

要綱はありますが、例えばホームページで公開という格好はまだしておりません。

<委員>

別添の資料をもって説明をされますとそれがどういった内容なのかということが理解できませんので、詳細な説明をして頂きたいと思います。

<議長>

今説明できますか。

<業務管理係長>

今は要綱等を持ってきておりませんので。別添の個人情報の要綱と情報公開の規程については、直ぐにお出しできるものではあるので、後日でよろしければ。この場では内容の細かい説明ができません。

<委員>

質問させて頂いた理由としまして、情報公開のところがどういうふうな形で、手順でされるかということが先日頂いた資料では読み取れなかったということがありました。手順としましては責任者の方が判断したうえで通知するということが文書のなかに書いてあったんですけども、判断して公開するというのではなくて、ありのままのデータをそのまま公開というのが昨年度の安全管理委員会の資料に書いてありましたので、そういった部分が以前の説明と合致しないのかなというふうに感じましたので。

<事務局長>

11ページの部分でしょうか。

<委員>

全体的なことなんですけれども、細かい手順が具体的にあまり書いてないものですから、実際にどういう形で測定データなり状況なりを周知して頂けるのか、それが不明であると。

<事務局長>

いまこちらで説明したのは、顧客データや搬入業者のデータに対しての情報公開ということなので、環境モニタリングの関係については。

< 委員 >

あの、両方一緒に入れてしまっているんですけども、事業者さんの情報というのも、どういった情報が閲覧できて、できないものなのかということも、場合によってはきちんと運営されているかどうかということが、事業者さんの情報を閲覧できるかどうかによって調べられるのかどうかということで変わってくるのかなということを思いましたので。

< 事務局長 >

伝票などのことでしょうか。

< 委員 >

そうですね。その部分でこういうものは参照できますよ、できませんよというものをもっと具体的に示して頂けるのであれば最も望ましいと思うんですが。

< 業務管理係長 >

それは個人情報の要綱のなかでは、これは出せる、これは出せないということが決まっておりますので、例示できます。

< 委員 >

わかりました。お願いします。

< 議長 >

他にいかがですか。

< 委員 >

時間超過で申し訳ありませんが、今日の現場の話でもよろしいでしょうか。

< 議長 >

それは後にしましょうか。

< 議長 >

この管理運営規程はよろしいでしょうか。よろしければその他ということをお願いします。

< 委員 >

現場の最初に見たホッパーがあって、その悪いものというか収集して固めたものをまた再度なかに入れるということでしたが、悪いものを収集しまた入れたとして、悪いものが流れでないんですか。

< 業務管理係長 >

現場での説明が足りなかったんですが、汚泥という格好で水処理した滓が集められます。それについて再度処分場に入れるのかどうかというのは、他の廃棄物を受け入れるのと同様試験をします。試験でクリアしないと入れることができないということで、クリアできなければその処分場に持って行くことになります。我々が受け入れ基準としているもので試験するということです。

<事務局長>

具体的には汚泥ですが、溶出試験をしますので、受け入れられるものかどうか結果で判断して、受け入れられるものであれば受け入れますし、そうでなければよそに出します。汚泥としての判断です。

<委員>

前回でも私が指摘しましたが、現在工事中の夜間はどのような形態になっていますか。

<建設事務所長>

現在、出入口を封鎖しています。ガードマンが回っているようなことはしていません。

<委員>

以前、工事で破損したとかどうかというのが、工事関係者から発表されていないものが情報として流れたという経緯を耳にしているんですが、こういうシビアななかですから、監視カメラや24時間体制の警備員の貼り付け、あのくらいのフェンスでしたら一般の人間が入ることができますので、例えば懸念されるのが5月から事業が開始しますが、入れてはいけないもの、意図的になかに入れられること、そういう問題が発生するということも懸念されますから、あれだけの状況をみたなかでは、警備会社に委託するなりの管理体制にしないと問題が発生するという懸念がありますが、どのようにお考えですか。

<建設事務所長>

供用を開始しますと、監視カメラを3台設置しております。

<委員>

現状では3台だけです。

<建設事務所長>

ないです。

<委員>

それ以外の所から人が入れるということですか。

<建設事務所長>

いえ、処分場全体を見張れるような配置にして3台設置しております。

<委員>

24時間体制ですか。

<建設事務所長>

そうです。

<委員>

今後増やすことはありますか。

< 建設事務所長 >

今のところ考えておりません。

< 議長 >

事務局の方でその他ありますか。

< 事務局長 >

2点ほど報告させていただきます。新聞でもご存じかと思いますが、先ほど名前を使っておりますけれども、明野処分場の正式な名称が決まったということで、「山梨県環境整備センター」となりました。これは先月の22日の理事会で報告をさせて頂き、決定させて頂いております。もう一点は開所式ということで、来年度5月20日に山梨県環境整備センターとしての開所式を行うもので、これも理事会に諮っております。

もう1点ですが、アスベスト廃棄物の説明会ということで、以前の安全管理委員会で要請があったということで、こちらにおいて頂いている区長さん方にもご苦勞を頂いて、開催についてご協力を頂いたところですが、去る10月9日に明野総合会館でアスベストに関する住民説明会を開催させて頂きました。内容につきましては、前回の委員会で説明させて頂いたようなパワーポイントの資料、配付資料を使いまして、アスベスト廃棄物の処理方法ですとか、受け入れについての飛散防止策、独自の受入基準等について説明させて頂きまして、十分慎重で安全性に配慮した取り扱いをするということで説明をさせて頂きまして、事業団としては安全性について十分な説明をさせて頂いたと考えております。

もう1点、説明があります。

< 建設課長 >

本体工事の地下水集排水管の損傷ということがありましたので報告をさせていただきます。先ほど現場でお配りしましたナンバー3の6ページに概要がありますので、それを見て頂いて説明を聞いて下さい。

昨年の9月11日に廃棄物最終処分場建設禁止仮処分の命令申し立ての裁判における相手方の証人尋問の事前資料のなかに、重機による損傷と思われる地下水集排水管の写真が提出されました。地下水集排水管を損傷し、そのまま埋め戻したという報告が請負業者からなされていなかったため、直ちに請負業者から施工状況についての聴取を行い、損傷の可能性がある場所、8月27日に施行したところですが特定しました。翌日9月12日に該当箇所を掘削して地下水集排水管に直径約2cm程度の穴のあいた、4箇所の損傷を確認しました。地下水集排水管の敷設作業では、基礎地盤をU字形に重機で掘削し、そのなかに集排水管をつぎ込み周りに砕石で埋め戻すため、重機のバケットが管に直接接触することがないことから、敷設作業での損傷は考えられませんが、資料ナンバー1ページの平面図の赤丸の箇所をベントナイトの混合土の施工厚さを確認するため再度掘削しました。その時誤って重機のバケットの爪で管の表面を損傷させたことが原因と考えております。

本処分場の地下水集排水管は、その資料ナンバー3の6ページの右側にありますように、二重構造で外面に中空の突起物、リブがある有孔管です。損傷は外面の突起物、リブで、内面まで達していなかったため、集排水機能に支障がない軽微な損傷として監督員に報告を怠ったものです。事業団としましては、例え集排水機能に支障のない軽微な損傷としても監督員に報告もなく請負業者独自の判断で施工したことを重くとらえ、ペナルティーの意味もふまえ、損傷箇所を全て新しい管に取り替えさせました。以上報告を終わります。

<議長>

事務局の方からその他の報告がありましたが、この件を含め委員の皆様からなにかありましたらお願いします。

<委員>

今の事故の関係ですが、公式には今日初めて聞いたと思います。事故があったのは去年の7月、8月頃ということですが、なぜ安全管理委員会に報告がなかったのか。

<事務局長>

報告につきましては、9月12日に北杜市には損傷事故があったことを報告しております。内容につきましては特段の支障がないことなかで、北杜市からも安全管理委員会に報告をしないということで、今回の報告になりました。安全管理委員会の開催時期が現在になってしまったので報告が遅れましたが、市には報告し承知をして頂いております。

<委員>

この件については最初裁判に出たんですね。一般の人がなかに入って写真撮影をしたということですね。それを最初にいわなければ駄目ですよ。それをはっきりいってもらわないと不信感がつのりますよ。裁判の話は耳にしていますから。もっと管理を厳しくするということは、一般の人間がフェンスを乗り越え写真撮影をして一般公表するということが今後も出てくると思うので、そういう面でもっと厳しくしなければならないということ。それと前回の見学で、現場の作業者の行儀が良くなかった印象です。自家用車を現場内に入れていたり、漏水の導線を重機のフロラーでふんだままであったり、現場管理が不行き届きに見えました。そういう面もありますので、おそらく今回浅尾の臨時総会で、報告をしなければならないのですが、色々指摘されると思いますので、極力現場内の管理写真、施工中のものをコピーで構いませんので出せる範囲で見せられるような準備をしておいてください。

<委員>

次の安全管理委員会はいつ行いますか。

<事務局長>

年度内を考えていますが、処分場の完成の時期が近づいてますので明確にお答えできません。

<委員>

早くして頂かないと、引き継ぎの関係がありますので、3月の末になってしまうとあまり良くないのですが。

<事務局長>

年度内にもう一度とは考えておりますが、現場の関係がありますので。

・議事終了

・閉会